

議することを要すると考える事項を例示すれば次の通りである。

- (1) 火災対策について法律を制定すること。
- (2) 洪水予報について法律を制定し、水防法を効果的にする措置を講ずること。
- (3) 補強を要する公共建造物について耐震、耐火に対する措置を講ずること。
- (4) 地盤沈下対策と地下水並びに地下資源の利用とを調整すること。
- (5) 津浪対策について法律を制定すること。
- (6) 気象台、通信機関等の防災に関する責任の限界を明確にすること。

1-54

総発第180号 昭和25年5月6日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

特許権等に関する紛争調停機関の設置について（申入）

特許権等に関連した苦情や紛争は多数あるにもかかわらず、これ等に関する適当な調停機関が無いことは、科学技術を阻害する一因をなしております。

本会議は、去る4月27日の本会議第6回総会の議決に基き、政府が特許権等に関する紛争調停機関を地方裁判所の附置機関として速かに設置されるよう要望します。

1-55

総発第181号 昭和25年5月6日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

科学研究者の職務障害対策について（申入）

科学の振興に伴い、科学研究者の職務に伴う障害も数多く生じつつある現状に鑑み、本会議は、去る4月27日の本会議第6回総会の議決に基き、科学研究者の職務に伴う障害予防、職務障害保障について適当な法律の制定その他の措置を講ぜられるよう要望します。

記

科学研究者に対する災害保障制度は年々改善されているが、現在医学関係において、国家保障の対象となつているものは、昭和23年政令第401号による(1)国立の療養所に勤務する職員、(2)病院及び療養所の精神病及び結核の病棟に勤務する職員に限られている（これ等の者には、特別俸給が与えられている。）しかし、放射線取扱者に起る諸種の障害（再生不能貧血、レ線癌等）、病原細菌取扱者に起る病原細菌の感染、近い将来に開始される同位元素取扱者に予想される危険等に対しては、未だ何等の規定がない。かつ災害予防についての措置も不十分であり、現情において極めて周到な注意の下に従事しても避けることのできなかつた被害者には、放射線取扱いに基く再生不能性貧血による死者として京都大学末次教授他4名の例があり、レ線癌に至つては多数の例があるにもかかわらず、何等保障措置が講ぜられていない。

これ等職務に伴う障害が予想されるものについて